

出典：裁判所ホームページ (https://www.courts.go.jp) の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 41(オ)629	原審裁判所名	福岡高等裁判所宮崎支部
事件名	建物収去、土地明渡請求	原審事件番号	昭和 37(ネ)44
裁判年月日	昭和 42 年 7 月 21 日	原審裁判年月日	昭和 41 年 3 月 14 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 21 卷 6 号 1653 頁		

判示事項	不動産の取得時効完成前に原所有者から所有権を取得した者が時効完成後に移転登記を経由した場合と民法第一七七条
裁判要旨	不動産の取得時効完成前に原所有者から所有権を取得し時効完成後に移転登記を経由した者に対し、時効取得者は、登記なくして所有権を対抗することができる。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人松村仲之助の上告理由第一について。</p> <p>被上告人の前主である D が昭和一三年三月二日以来本件土地を占有してきた旨の原判決の事実認定は、その挙示する証拠関係に照らして是認できなくはない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実認定を非難するに帰し、採用することができない。</p> <p>同第二について。</p> <p><u>原判決の確定した事実によると、被上告人は本件土地の占有により昭和三三年三月二日に二〇年の取得時効完成したところ、上告人は、本件土地の前主から昭和三三年二月本件土地を買い受けてその所有者となり、同年一二月八日所有権取得登記を経由したというのである。されば、被上告人の取得時効完成当時の本件土地の所有者は上告人であり、したがって、上告人は本件土地所有権の得喪のいわば当事者の立場に立つのであるから、被上告人はその時効取得を登記なくして上告人に対抗できる筋合であり、このことは上告人がその後所有権取得登記を経由することによつて消長を来さないものというべきである。これと同趣旨の原判決の判断は正当であり、論旨は採用するに値しない。</u></p> <p>よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外 裁判官 色川幸太郎)</p>

※参考：判例タイムズ 210 号 152 頁、判例時報 493 号 32 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO270 頁